

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

避難者原告団だより 第8号

発行日 2015.01.25
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市平字梅香町
1-1-4号室
TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

平成26(2014)年12月17日(水)、第8回目の口頭弁論が実施されました。

当日は、師走の慌ただしい時期でしたが、原告団・弁護団・支援者総勢100名ほどが集まりました。今回は、先日昨年12月7日(日)にいわき市の飯野八幡宮会館で開催された「避難者原告団総決起集会」での決定事項を軸に、弁護団から裁判所に対して今後の審理に関する申し入れも実施されました。冒頭は、米倉直美さん・菅野多美枝さん・稲川ひろみさん 3名の方々の意見陳述から始まりました。※今回は、実際に3名の方々が法廷内で述べた原稿を綴じた資料を送付いたします。ぜひ、お読み下さい。続いて、米倉勉弁護士の弁論・小野寺利孝弁護士の申し入れが続きました。弁護団からは、12月7日(日)に決定した「原告団総会」での様子を詳細に裁判長に伝え、早期の裁判結審を迫りました。※資料の中に、総会の記録も綴じてありますので、合わせてお読み下さい。裁判長からは、弁護団の要望する、早期の裁判進行の具体的なスケジュールを聞かれ、第1次第2次原告団81世帯の意見陳述書を作成して、出来れば毎月裁判を開催して行きたい旨の返答を弁護団側が申し入れしました。途中、「合議」と言って、3名の裁判官が中座して別室で相談する場面もあり、裁判所側も慎重に審理を進めたいという意向が私達原告に伝わりました。今後の裁判スケジュールが、従来通り午後2時からの実施か？あるいは終日午前10時から丸一日をかけて実施するか？については、2015年1月14日(水)午前10時から弁護団と原告団長(早川)と、事務局長(金井)が【裁判所との進行協議】に参加し、その時に決めるということになりました。結果、現時点では、次回2月18日(水)も、従来通りの午後2時裁判開始となりました。

《今後の裁判スケジュール》		多くの原告団の傍聴参加を、よろしくお願いいたします！	
第 9回	2015年 2月 18日 (水)	午後2時～	
第10回	4月 15日 (水)	※終日午前10時からの可能性あり(まだ未定)	
第11回	6月 10日 (水)	※終日午前10時からの可能性あり(まだ未定)	
第12回	8月 19日 (水)	※終日午前10時からの可能性あり(まだ未定)	
第13回	10月 14日 (水)	※終日午前10時からの可能性あり(まだ未定)	
第14回	12月 9日 (水)	※終日午前10時からの可能性あり(まだ未定)	

◎裁判の日程については、決まり次第、郵送にてお知らせします。

【12月17日(水) 第8回 裁判期日の様子】



『原告団事務局より、ご連絡とお願い』

- ①12月7日(日)に総会が実施され、その結果を受けて各世帯にも担当弁護士から連絡が届いていると思います。特に、請求項目の整理と縮小については、各世帯の聞き取り調査をもとに、担当弁護士とよく相談して下さい。不明な点や疑問点は担当弁護士に確認することが間違いがありませんので、お互いに行き違いの無いように、連絡を取るようにしましょう。原則は、弁護団本部の来田美智さんを経由して折り返し担当弁護士から連絡をもらえるように手配できます。本部:03-5812-4671
- ②住所や連絡先が変わった場合も、速やかに本部または金井直子までご連絡下さい。
- ③公正な判決を求める署名、まだまだ足りません。引き続き提出をお願いします。



1. 14年7月23日提出	14964筆
2. 14年9月17日提出	14994筆
3. 14年11月12日提出	10969筆
4. 15年01月14日提出	8671筆

今までの合計数 49598筆

◎写真は、2015年1月14日、第9回いわき市民訴訟期日の日に、裁判所に署名を提出の様子。
いわき支部で一緒に闘っている、いわき市民訴訟原告団長の伊東達也さんと佐藤三男さん、早川団長と金井。

※次回、第9回裁判期日は、2月18日(水) 午後 14時からです。

12時30分、いわき市飯野八幡宮広場に集合して下さい。